

情報公開特別委員会議事録

日時：3月9日（月）18:30 より

会場：新宿区消費者センター

出席：門叶・澤井・小野寺・治田、以上4名。

澤井氏から、宝石4月号に載った大前さんの記事と自分調査した区の印象やコメントが、門叶氏から、今回の調査から、各区の情報公開の意識や体制を4項目で評価したいとのチャートが、私から調査結果のまとめと各の印象やコメントをまとめたものを配布した。最初に道州制の話をし合った。なかなか実現が難しいと意見が一致した。しかし、私達は、その実現のために今後も努力する事を確認しあった。

次に私のまとめの一覧表で意見を求めたが、何も無く、門叶氏の評価チャートで各自担当の区に対して評価した。総合評価は、チャート面積で決めたらと小野寺氏から提案があり、決まったが、最終的には、それに皆の考えも加味する事になった。

評価項目は、

情報公開特別委員会委員長 治田桂四郎

1. 制度環境（予算書、決算書、例現集、その他関連資料の閲覧等の利便性、満足度）
2. 公開開示資料の質と量（公開・開示された資料への満足度）
3. 担当課職員の協力度（情報公開担当課職員及び議会事務局担当職員の協力度、対応の安心感、満足度）
4. 事務処理速度（情報公開開示請求書提出日から行政情報公開開示までに要した日数）

以上の項目を5段階で評価する。

次に一覧表から次回までに改善度（削減度）区別に算出する、また次の項目でワースト5とベスト5を検討した。食糧費の一般会に占める比率、区民1人当たりの食糧費について。

最後に品川区・大田区および江東区が未だ調査が済んでないので、それぞれ長谷川氏および阿部氏に急いでもらう事にした。

平成維新東京「運営細則」が改定されました

★3月5日の運営会議で以下の改定が決まりました。

【平成維新東京・運営細則】（改定前）

7項（会議議決方法）本会会議が、運営細則6項の1に定められる方法で開催された場合、議決方法は以下の通りとする。

1. 運営会議は、構成員の3分の2以上、総会においては、会員の10分の1以上が、出席しなければ開くことができない。

ただし、書面等をもって他の出席者に委任した者についてはこれを出席者とみなす。

各会議の議事は出席構成員の過半数（本会会則の改廃、及び本会解散の決議を除く）をもって決し、可否同数のときは責任者の決するところに従う。

【平成維新東京・運営細則】（改定後）

7項（会議議決方法）本会会議が、運営細則6項の1に定められる方法で開催された場合、議決方

法は以下の通りとする。

1. 運営会議は、構成員の2分の1以上、総会においては、会員の10分の1以上が、出席しなければ開くことができない。

ただし、書面等をもって他の出席者に委任した者についてはこれを出席者とみなす。

2. 各会議の議事は有効投票数の過半数（本会会則の改廃、及び本会解散の決議を除く）をもって決し、可否同数のときは責任者（議長）の決するところに従う。

前記有効投票とは、可否いずれかが判明する票とし、代表選挙においては候補者が明記された票とする。

なお、委任状については氏名の明記された代理者（議長となった者を含む）が議決を行使する。

3. 代表選挙においては不在者投票をすることができる。

「暮らしのトラブル、こんな時に訴えなさい」

—出版祝賀パーティのご案内—

この度、私どもの仲間、弁護士「浅古栄一さん」が表題の著書を出版されましたので、私ども有志相寄り、心からのお祝パーティを開きたく、諸兄姉には公私多用の事と存じますが、万障御繰り合せの上御出席下さいます様御案内申し上げる次第であります。

平成10年3月吉日

発起人 江頭清昌・鈴木肇・中島信一郎・小枝尚

—記—

日時：1998年4月3日（金）18:30～20:30

会場：銀座ホテル「フェニックス」

東京都中央区築地4-7-8 TEL 03-3546-0333

地下鉄日比谷線東銀座駅築地STNより3分

会費：5000円

申込：小枝尚まで TEL&FAX 03-3694-1314

著書：会場に用意いたします。